

## 7 人の自由移動政策 — 労働移民と国境管理 —

加藤 眞 吾

### 目 次

はじめに	3 EU 発足の際の人の移動の自由
I EU における人の自由移動政策	4 EU 共通政策への統合
1 EC の発足からシェンゲン協定の締結まで	II EU の中・東欧拡大と人の移動の自由
2 シェンゲン協定による国境の管理の撤廃	1 中・東欧拡大と労働者の移動
	2 中・東欧拡大と国境管理体制
	おわりに

### はじめに

人の移動の自由を保障する体制は、欧州共同体（EC）市場内の労働力としての人の移動の自由を保障するところから始まった。次いで、労働力の移動の自由に限らない人の移動の自由を可能にするために、1985年に、シェンゲン協定<sup>(1)</sup>が、フランス、ドイツ、オランダ、ベルギー及びルクセンブルクの5カ国により締結された。この条約は、EC全体の制度として締結されたものではなく、ECの一部加盟国の独自の動きとして発足したものであった。国境管理政策は、ヨーロッパ各国の主権に関わる問題であるため、各国間の利害が強く作用したからである。

しかし、ヨーロッパの統合が進展するに伴い、EC加盟国の主権概念も、かなりの変容を遂げ、統一的な人の移動の自由に係る体制もまた、大きな変遷を遂げた。特に、1997年にシェンゲン協定が欧州連合（EU）の制度内に統合されたことは、国家主権に大きく関わる域内国境管理の撤廃を、EU加盟国により大きく促すことになった。さらに、中・東欧諸国へのEUの拡大を迎え、民族的少数者への差別をなくすとともに、移民を社会へ統合する施策が急務とされており、域内国境管理の撤廃は、より統一的な対応が図られている。

以下では、まず、EU域内での人の移動の自由に関する政策の変遷をたどる。次に、EUの中・東欧諸国への拡大に伴い生じている各国の移民政策（特に労働者の移動）及び国境管理政策をめぐり問題の概要を紹介する。

(1) Übereinkommen zwischen den Regierungen der Staaten der Benelux-Wirtschaftsunion, der Bundesrepublik Deutschland und der Französischen Republik betreffend den schrittweisen Abbau der Kontrollen an den gemeinsamen Grenzen vom 14. Juni 1985 (GMBL12/2/1986,S.79.)

この協定は、「共通国境における検問の段階的な撤廃に関するベネルクス経済同盟、ドイツ連邦共和国及びフランス共和国の政府間の協定」と訳すことができるが、協定が調印されたルクセンブルクのシェンゲンにちなみ、一般に「シェンゲン協定」と呼ばれる。

# I EUにおける人の自由移動政策

## 1 ECの発足からシェンゲン協定の締結まで

欧州経済共同体（EEC）は、発足当初から、加盟国内の市場を統一し、単一の共同市場を創設することを目標としてきた。1958年のEEC設立条約<sup>(2)</sup>は、人、商品、サービス、資本の移動の自由という4つの基本的自由を保障している。このうち、人の移動の自由は、労働者の移動の自由及び法人の移動の自由（すなわち開業の自由）と捉えられ、経済活動の自由と直結するものであった<sup>(3)</sup>。ここにおいて「人」とはあくまでも労働者をさし、「労働」や「役務」の共同市場内での移動の自由を目指すものである。また、EC条約では、旅券・査証に関する明確な規定を欠いていた。国境管理政策は、国家主権に大きく関わる分野であるため、各国が専権として扱っており、各国間では政策協力体制が置かれているにすぎなかった。

## 2 シェンゲン協定による国境の管理の撤廃

### (1) 域内市場の統合と人の移動の自由

1984年に、欧州委員会により『域内市場白書<sup>(4)</sup>』が作成された。これは、ECの目標として、人、商品、サービス、資本の移動の自由が可能となるECの域内市場の統合を設定し、その達成期間を示すものであった。同白書は、域内市場の完成のためには、人の移動の自由を保障することが必要となること、人の移動の自由に関する政策に、域内の国境管理の撤廃をも含むとした場合、域内の治安維持が必要となり、域外国境の管理強化、移民・難民政策、刑事及び民事分野での協力など、これまでECの枠組みでは扱ってこなかった政策分野について、加盟国間の協力が必要となること等、今後のECのあり方を指摘した。

この白書は後に条約化され、単一欧州議定書<sup>(5)</sup>となる。単一欧州議定書に表れた域内市場の統合という目標は、人の移動の自由の保障、ひいては域内国境の撤廃を実施する端緒となり、その裏づけとしての治安維持のための移民・難民分野、刑事及び民事分野での国家間協力を促した。

### (2) シェンゲン協定の締結

しかし、人の移動の自由について、ECの各加盟国の間では、その内容の捉え方に大きな隔たりがあった。加盟国の中で特にイギリスは、人の移動の自由は、加盟国の市民のみを対象とするものであり、域内の国境管理の撤廃を含むものではないと主張していた。一方、ベルギー、オランダ、ルクセンブルクをはじめとする各国は、人の移動の自由は、第三人を含む域内に

(2) 調印当初は、欧州経済共同体設立条約と呼ばれていたが、マーストリヒト条約（1993年発効）による修正の結果、欧州共同体設立条約またはEC条約と呼ばれるようになった。本稿では、以下便宜のためEC条約と呼称を統一する。

(3) EC条約第39条第1項には、雇用・報酬・その他の労働及び雇用条件に関して構成国の労働者間の国籍に基づくすべての差別待遇を撤廃することを規定している。なお、同条約第48条から第51条には、賃金労働者の移動の自由及び居住の自由を、第52条から第58条には、自営業者の居住と開業の自由をそれぞれ規定している。

(4) Completing the Internal Market. White Paper from the Commission to the European Council (Milan, 28-29 June 1985). COM (85) 310 final

(5) 単一欧州議定書 (Single European Act (OJ L 169,29/6/1987)) は、1986年に締結、1987年に発効した条約。域内単一市場の達成期間を1992年12月31日に設定し、そのための各種障害を解消すること及び加盟各国間の政治的協力体制の確立をうたっている。

住むすべての市民を対象としており、域内の国境管理の撤廃を含むものであるとの認識を示した<sup>(6)</sup>。このように、域内の国境管理を撤廃することは、加盟各国内の治安の維持という国家主権に大きく関わるため、各国の同意を得ることは困難であった。そこで、ECの枠組みとは別に、一部の加盟国間で国境管理の撤廃及び治安維持のための政府間協力の体制を確立することが議論された。

人の移動の自由について、参加国間では国境管理を最終的に撤廃し、一方、協定参加国外からの入国に関しては、共通の入国審査制度の構築を目指す目的で、1985年にシェンゲン協定が調印され、発効した<sup>(7)</sup>。当初の加盟国は、フランス、ドイツ、オランダ、ベルギー及びルクセンブルクの5カ国であった。この協定はECの枠組みの外で締結されたものであり、EC法の一つには数えられず、むしろ一般的な国際法ととらえられた。しかし、ヨーロッパ各国間での移民・難民政策分野、司法・内務分野を対象とする初めての協定であり、その後のEUの枠組みにおける司法・内務協力の基礎となった。

### (3) シェンゲン協定の内容

シェンゲン協定は、協定参加国間での国境管理の簡素化を図るとともに、最終的には、協定参加国の外圍国境での出入国管理に集約することを目的としており、人や物の不法な移動の取り締まりなどの目標への短期の取り組みについて定めている（同協定第1章）。また、同協定第2章には、中長期的な取り組みについて規定され、域内国境の廃止とこれに伴う国内の治安の保障、外国人の不法入国対策に関する概括的な規定など、域外国境における管理体制への協定参加国間の協力が規定されている。ただし、第2章には、これらの体制を実現する具体的な手法が盛り込まれていなかったため、後になって、シェンゲン施行協定<sup>(8)</sup>が調印された。

EC条約では、加盟国における労働力としての人の移動の自由を規定しており、広く「人」を対象としたシェンゲン協定より射程が狭いものであった。また、市場統合の目的から外れる国境管理分野には、ECの権限が及ばなかったこともあり、シェンゲン協定は、EC法の枠外で発展した。シェンゲン施行協定では、国籍及び経済活動による限定もなく、ここで初めて欧州において司法・内務分野における人の移動の自由が規定された。この協定は、伝統的に国家主権の対象であるとされてきた国境管理を、加盟国の域内において撤廃し、超国家的に国境管理政策を実行する体制を作り上げた。その後のヨーロッパ統合における人の移動の自由に関する政策の、先駆的な役割を果たすものであったといえる。

(6) 南部朝和「EUにおけるシェンゲン・アキ (shengen acquis) と『自由、安全、司法の領域』の進展」『平成法政研究』7巻2号、2003.3、pp.169-171.

(7) 前掲注(1)

(8) シェンゲン施行協定 (Übereinkommen zur Durchführung des Übereinkommens von Schengen vom 14. Juni 1985 zwischen den Regierungen der Staaten der Benelux-Wirtschaftsunion, der Bundesrepublik Deutschland und der Französischen Republik betreffend den schrittweisen Abbau der Kontrollen an den gemeinsamen Grenzen vom 19. Juni 1990 (BGBl.II,23/6/1993, S.1013.)) は、1990年に調印され、1995年に発効した。査証政策、警察協力、情報システムの3つの部分の内容とし、域内国境の廃止、捜査共助、司法共助のほか、麻薬・武器・爆発物等に関する法制の調整、加盟国内での外国人への査証発給及び入国管理政策について定める。全体は、8章142条からなる(第1章：協定の目的、定義。第2章：人の移動の自由。第3章：警察・司法協力。第4章：シェンゲン情報システム。第5章：物の移動。第6章：個人情報保護。第7章：実施委員会。第8章：最終規定。)

### 3 EU 発足の際の人の移動の自由

シェンゲン協定により、一部の EC 加盟国間では、域内国境の撤廃と域外国境の管理体制及び加盟国間の協力体制がとられた。一方、1992年のマーストリヒト条約<sup>(9)</sup>で欧州市民権が規定され、欧州市民という概念が導入された<sup>(10)</sup> (同条約第 8 条)。EU 統合の 3 つの柱として、従来の共同体における経済・社会政策 (共同体の権限) (European Communities: 第 1 の柱) に加え、共通外交安全保障政策 (Common Foreign and Security Policy: 第 2 の柱)、さらに司法・内務政策面での国家間協力 (司法・内務協力) (Justice and Home Affairs: 第 3 の柱) が組み込まれた。

人の移動の自由にかかる政策のうち、査証に関する政策は、排他的・超国家的な権限に係る第 1 の柱として位置づけられ、国境管理政策、難民・移民政策等は、第 3 の柱である司法及び内務の領域における加盟国間の協力領域に含められた<sup>(11)</sup>。シェンゲン協定の加盟国と EU 加盟国はほぼ重なる<sup>(12)</sup> ため、人の自由移動については、EU としての政策とシェンゲン協定締約国としての政策が並立する状態が現出した。

### 4 EU 共通政策への統合

#### (1) 背景

EEC の発足の当時、「人」の移動の自由は、国際的な労働力の移動として経済政策の一環としてとらえる傾向が強く、一般市民の関心も大きなものではなかった。80年代までは、ヨーロッパの域外からの非熟練労働者 (ドイツにおけるガストアルバイターなど) 及び彼らが呼び寄せる家族の流入や、当時次々と独立を果たしていたアジア・アフリカ諸国からの難民の流入が注目されていた。EC の域内においては、熟練労働者とその家族の域内移動の自由を対象として、EC による労働力の移動の自由を政策の中心に据えており、あくまでも EC においては、人の国際移動は、域内労働力の配置に係る問題の側面が大きかった<sup>(13)</sup>。

しかし、90年代に入ると、状況は大きく変わる。冷戦の終結により、東欧では社会混乱や地域紛争が頻発し、これにより移民・難民が発生し、西欧諸国に影響を与えた。民主化革命や、ユーゴ紛争を経た東欧諸国からの移民・難民の流入に対する不安は、EU 旧加盟国の一般市民の大きな関心を引き起こした。移民に敵対的な姿勢を示す右派政党 (フランス国民戦線、イタリアの国民同盟、ドイツの共和党・ドイツ民族同盟など) の台頭が顕著となるなど、人の国際移動が国政の問題へと変化していった。ヨーロッパ統合への動きを可能な限り、広い分野に拡大することは、EU の本来の目的であった。しかし、このような域外からの人の移動を前にして、治安維持や域外国境の管理強化、移民・難民の管理などを含む EU の制度改革を進めようとの機運が高

(9) Treaty on European Union (OJ C 191/1, 29/6/1992)。1992年2月に調印、1993年11月に発効。

(10) EU 加盟国の国籍の保持者は加盟国内での居住及び移転の自由を有し、地方選挙の選挙権を有する等の規定を置き、EU 国籍の保持者にすべての EU 加盟国で共通の平等な権利を与えた。

(11) マーストリヒト条約第 IV 編 K 条以下に、域内国境での検問の廃止、共通査証政策、難民庇護政策、移民政策、麻薬取引やテロリズムに対処するための国境を越えた警察協力 (ユーロポール) 創設等を内容とする規定が置かれた。閣僚理事会において加盟国間の協調及び情報交換を行い、閣僚理事会は、その立場から加盟各国に政策の実施を勧告する。

(12) シェンゲン協定には、イギリス及びアイルランドを除く EU 加盟国 13 カ国のほか、EU 非加盟国であるノルウェー、アイスランド及びスイスの 3 カ国が現在参加している (第 5 次 EU 拡大の際の新規加盟 10 カ国の状況は後掲注 (55) 参照)。

(13) 岡部みどり「第 6 章 人の移動をめぐる共同体国境管理体系と EU」木畑洋一編『ヨーロッパ統合と国際関係』日本評論社、2005、pp.154-161。

まった<sup>(14)</sup>。

## (2) EU の司法・内務協力分野とシェンゲン協定の統合

シェンゲン協定は、同協定第142条で「欧州共同体の加盟国間で域内国境の領域の実現につき協定が締結される時は、締約国は、上記協定の対応する規定において、本協定の差し替えまたは修正される条件につき合意する<sup>(15)</sup>」と規定し、シェンゲン協定が作り出した体制を、将来的には、EU 法体系に統合することを視野に入れていた。

当初のシェンゲン協定の体制は未整備の点も多く、1995年にシェンゲン施行協定<sup>(16)</sup>が発効したものの、イギリス、アイルランドは未参加であり、イタリア、ギリシャのように、シェンゲン協定に対応する国内の準備が整っていない国もあった。また、域内の国境管理撤廃は、外国人の出入国に対する国家による管理の喪失を意味し、EU 加盟国間で根強い反対があった。そのため、EU の司法・内務協力体制と、シェンゲン協定が作り出した体制が並立する状況はなお続いた。このような状況にあったが、シェンゲン施行協定は発効後も順調に実施されており、統合を支持する声も大きくなっていった<sup>(17)</sup>。

こうしたなかで、両体制の統合に向けた合意が交わされ、1997年に、アムステルダム条約の調印とアムステルダム条約付属議定書<sup>(18)</sup>の署名が行われた。これにより、EU の制度に、シェンゲン協定が作り出した法体系（シェンゲン・アキ<sup>(19)</sup>）が統合された。1999年に同条約が発効した後は、人の移動の自由に関する政策は、EU の制度として完全に一本化された。ただし、EU 加盟国で、シェンゲン協定に参加していないイギリスとアイルランドは、シェンゲン・アキのうち、人の移動の自由に関する分野については、適用除外の措置を受けている。

## (3) EU の制度への統合後の人の移動の自由に関する政策

アムステルダム条約第2条は、EU の目標として、域外国境の管理、移民・難民の統制、犯罪の阻止などの政策について、協同歩調を取ることによって、人の移動の自由が具体的に保障される「自由・安全・公正な領域」を実現することをうたっている。人の移動の自由に関する政策の具体的な規定は、現在、この条約による修正を受けた EC 条約<sup>(20)</sup>の第4編の第61条から第69条にまとめられている。

EC 条約第61条及び62条においては、司法・内務協力分野の中から人の自由移動と国境管理、亡命と難民庇護、移民に関する措置等の三つの政策分野（人の移動に関する事項）が、共同体の権限（第1の柱）に位置づけられた。これ以降、人の移動に関する政策は、共同体の権限とし

(14) 若松邦弘「第5章 欧州連合による移民政策」小井戸彰宏編著『移民政策の国際比較』（講座 グローバル化する日本と移民問題 第1期 第3巻）明石書店、2003、pp.221-224。

(15) 藤井盛夫「人の移動：シェンゲン協定について」『経済集志』65巻2号、1995.7、pp.137-138。

(16) 前掲注（8）

(17) シェンゲン協定の共同体化の経緯については、石垣泰司「欧州に拡大する域内国境管理撤廃レジーム（シェンゲン体制）に関する一考察」『東海法学』26号、2001、pp.175-208；岡部みどり「欧州統合進展に伴う共通移民・難民政策の質的変遷」『国際関係論研究』16号、2001.3、pp.31-55。

(18) Protocol integrating the Schengen acquis into the framework of the European (Treaty of Amsterdam, Protocol annexed to the Treaty on European Union and to the Treaty establishing the European Community) (OJ C 340, 10/11/1997)

(19) The Schengen acquis as referred to in Article 1(2) of Council Decision 1999/435/EC of 20 May 1999 (OJ L 239, 22/9/2000)

(20) Consolidated Version of the Treaty establishing the European Community (OJ C 325/33, 24/12/2002)

て共同体の法が加盟国の国内法に優越し、すべての加盟国に適用されることとなり、欧州地域の広範囲にわたり域内の国境管理の撤廃が実現した。

また、人の移動の自由に関する意思決定方式は、同条約第67条にまとめられている。同条では、アムステルダム条約の発効後5年間の移行期間中は、欧州委員会による発議権の独占は認められていないので、欧州委員会からの提案及び加盟国からの発議について、閣僚理事会が全会一致で議決を行う（同条第1項）。移行期間の終了後（2004年以降）は、欧州委員会は、加盟国からのあらゆる要求について閣僚理事会に付議するかを審査し、欧州委員会のみが閣僚理事会に提案できる。その提案を受けて、閣僚理事会は、全会一致で議決を行うこととされている（同条第2項）。

一方、第3の柱である司法・内務協力分野の残余の刑事に関する警察・司法協力は、警察・刑事司法協力（Police and Justice Cooperation for Criminal Matter）として縮小・再編され、これは、アムステルダム条約による修正を受けたマーストリヒト条約<sup>(21)</sup>第VI編第29条から第42条にまとめられている。その内容は、組織的に行われるか否かを問わず、テロリズム、人身売買、薬物及び武器の不法取引、汚職等の撲滅を目的とし（同条約第29条）、警察、税関、刑事司法の各分野での加盟国間の協力をうたっている（同条約第30条）。これ以降、司法・内務協力分野における政策は、EUの域内を「自由・安全・公正な領域」として実現するために、加盟各国の協力の下、計画され、実施されることになった。

また、この分野での意思決定は、加盟国による発議及び欧州委員会による提案に基づき、閣僚理事会が決定する。閣僚理事会は発議に対して、「共通の立場（common position）」、「枠組みの決定（framework decisions）」、「決定（decisions）」及び「協定（conventions）」という4つの行動をとることができる（同条約第34条第2項）。

## II EUの中・東欧拡大と人の移動の自由

EC（EU）は、これまで5回の拡大を経てきている<sup>(22)</sup>。このうち、中・東欧拡大と呼ばれるものは、2003年4月にアテネで開かれたEU非公式首脳会議において中・東欧8カ国、地中海2カ国の計10カ国が新たにEUに加盟することが承認され、2004年5月1日に加盟を果たしたこと（第5次拡大<sup>(23)</sup>）を指す。これに伴いヨーロッパに生じたインパクトは、各政策分野で指摘されている。以下ではこのうちの、移民政策（特に労働者の移動）及び国境管理政策について概観する。

### 1 中・東欧拡大と労働者の移動

#### (1) 背景

シェンゲン協定の体制の発展と、アムステルダム条約によるEUの体制の整備を受けて、人の移動の自由に関する政策は、大きな進展を遂げた。域内国境は除去され、EU市民による域

(21) Consolidated Version of the Treaty on European Union (OJ C 325/5, 24/12/2002)

(22) 2007年1月にブルガリア及びルーマニアの2カ国が加盟した。

(23) Treaty of Accession of the Czech Republic, Estonia, Cyprus, Latvia, Lithuania, Hungary, Malta, Poland, Slovenia and Slovakia. (Entry into force 1.May.2004) (OJ L 236/17, 23/9/2003) 等の条約及び協定等により、チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、ポーランド、スロバキア、スロベニア（以上中・東欧8カ国）、マルタ、キプロス（以上地中海2カ国）の計10カ国が加盟を果たした。

内の往来が自由になった。移民・難民に関する措置については、EC法により規定される共同体の領域となった結果、加盟国が自国の利益のみに関連付けて政策領域を遂行することはできなくなり、単一市場のためにEUとして政策を実行することになった。したがって、EUという超国家レベルでは、各国の移民政策は実際には意味をなさないはずである。しかし、加盟国間では、なお、移民問題が重大な政策領域となっている<sup>(24)</sup>。EU内でも、経済格差が存在するため、より豊かな国へと労働者の移動が行われるからである。特にEUの中・東欧拡大後は、その問題が大きくなっている<sup>(25)</sup>。

2004年5月1日の第5次拡大を前にして、旧加盟国の一部からは、労働移民の流入に関する懸念が表明されていた。特に、ドイツやオーストリアでは、EUの拡大が行われた際の中・東欧諸国からの人の流入を懸念する世論が大勢を占めた<sup>(26)</sup>。この2カ国は、新規に加盟した中・東欧8カ国のうち、5カ国と国境を接している。中・東欧拡大前の2002年に、ドイツに流入した外国人労働者は、94.5万人であった<sup>(27)</sup>。

## (2) 拡大EUにおける労働者の移動

EUの理念の一つである人の移動の自由のうち、重要な位置を占める労働者の移動の自由は、あらゆる加盟国の国民は、他の加盟国において、その国民と同様の労働条件を享受しうることをその内容としている<sup>(28)</sup>。域外からの労働者の移動については、加盟国は各国とも、就労目的の外国人の受入れには制限を設け、就労許可を必要としている。例外的に、受入国が受入れを希望する高度な人材については、就労許可を必要としない、などの優遇措置を設けている<sup>(29)</sup>。

## (3) 新規加盟国に対する労働者の移動に関する経過措置

中・東欧の新規加盟国からの労働者の移動については、EC条約第39条に定められた労働者の移動の自由の規定に関わらず、過渡的に労働者の移動を制限する経過措置を取っている。

EUの中・東欧拡大の際に、新規加盟国から旧加盟国への労働者の移動の自由について、最大7年間の経過措置<sup>(30)</sup>を定めている。経過措置の施行開始日である2004年5月1日から2011年4月30日までの7年間で、2年、3年、2年の三段階に分け、それぞれの段階で、EU加盟国が他国からの労働者を受け入れる際の制限措置を定めている。域内の単一市場の確立という本来のEUの理念に反するものであるとの批判もあるが、旧加盟国は、第5次拡大の10カ国のうち、8カ国<sup>(31)</sup>に対してこの適用を行い、労働者の移動については、EU非加盟であったこれ

(24) ドイツ及びイギリスの状況については、久保山亮「第7章 欧州諸国における移民政策と国内政治」山口二郎ほか編『市民社会民主主義への挑戦』日本経済評論社、2005、pp.189-221。を参照。

(25) Michael Dougan, "free movement of persons and the eastern enlargement," *EU enlargement: a legal approach* (Essays in European law), Oxford: Hart, 2004, pp.111-120.

(26) 石井伸一『現代欧州統合論』白桃書房、2005、pp.79-80.

(27) 「第1部 欧州における外国人労働者受入れ制度と社会統合を展望する」労働政策研究・研修機構編『欧州における外国人労働者受入れ制度と社会統合』(労働政策研究報告書 no.59), 2006, p.14.

(28) Nicola Rogers and Rick Scannell, *Free Movement of Persons in the Enlarged European Union*. London: Sweet and Maxwell, 2005, pp.89-96.; *Freedom of movement for workers after enlargement Activities of European Union Summaries of Legislation*, European Union HP <<http://europa.eu/scadplus/leg/en/cha/cl0524.htm>> (インターネット情報は以下、いずれも2006.11.1.現在。)

(29) *ibid.*

(30) *The Transitional Arrangements for the Free Movement of Workers from the New Member States Following Enlargement of the European Union on 1 May 2004*, European Commission HP <[http://ec.europa.eu/employment\\_social/free\\_movement/docs/transition\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/employment_social/free_movement/docs/transition_en.pdf)>

までと同じような制限を行っている<sup>(32)</sup>。

各段階での経過措置の概要は、以下の表1のとおりである。旧加盟国15カ国のうち、当初から制限を設けなかったのは、スウェーデン、アイルランド及びイギリスの3カ国のみで、残りの12カ国は、何らかの制限を加えている(表2)。

表1 第5次拡大の際の新規加盟国から旧加盟国への労働者の移動の自由に対する経過措置

	期間・時期	経過措置の内容・見直し手続き
第一段階	2004年5月1日～2006年4月30日	EU旧加盟15カ国は、自国の手続きまたは二国間協定によって、新規加盟8カ国(キプロス、マルタを除く)の労働者の移動を制限することができる。
見直し手続き	第一段階の終わりまでに	欧州委員会は、経過措置が果たした機能に関する報告書を閣僚理事会に提出し、閣僚理事会がその内容を検討する。この検討を経た後、加盟国は、2006年5月から2009年4月30日までの次期経過措置の内容を決定し、欧州委員会に通知する。
第二段階	2006年5月1日～2009年4月30日	EU旧加盟15カ国は、2006年5月1日から3年間、経過措置を延長することができる。
第三段階	2009年5月1日～2011年4月30日	2009年5月1日以降は、原則的に新規加盟国に対しても労働者の移動の自由が保障される。しかし、EU旧加盟15カ国は、自国の労働市場に深刻な混乱や脅威が発生している場合にのみ、経過措置をさらに2年間延長することができる。
新規加盟国の経過措置		EU拡大に関する条約は、労働者の移動の自由に関する経過措置の適用を受ける新規加盟国は、経過措置を適用する旧加盟国に対してのみ、同様の経過措置を講ずることができるとしている。

(出典)「第2部 欧州各国における外国人労働者受入れ制度と社会統合」労働政策研究・研修機構編『欧州における外国人受入れ制度と社会統合』(労働政策研究報告書 no.59), 2006, p.217, 表6-1-1

表2 第5次拡大の際の各国の経過措置の内容

加盟国	経過措置の内容	
	第一段階 2004年5月1日～2006年4月30日	第二段階 2006年5月1日～2009年4月30日
スウェーデン、アイルランド	いかなる経過措置も実施しない。	
イギリス	制限措置は実施しないが、労働者登録制度を採用。新規加盟8カ国からの労働者は、イギリスでの就労開始後30日以内に内務省に届けなければならない。	
フィンランド、ギリシャ、スペイン、	労働許可制度を維持。	撤廃
ポルトガル	入国割当制度を導入。	撤廃
イタリア	労働許可制度を維持。ただし、研究職種などは適用除外。	撤廃
ベルギー、ルクセンブルク	労働許可制度を維持。	維持しつつも、段階的に緩和
デンマーク	労働協約が適用されるフルタイムの職に就くことを希望する新規加盟8カ国の労働者は労働許可を取得しなければならない。これらの労働者は労働市場テストの条件を満たす必要はないが、求職者は、デンマークでの就労開始前に居住許可を取得しなければならない。	維持しつつも、段階的に緩和
オランダ	ほとんどの産業に関しては、労働市場テストを含む完全な労働許可制を採用。ただし、多くの産業や職種で適用除外を設けている。適用除外に認定されると、労働市場テストを受けることなく、2週間以内に労働許可が発給される。適用除外のリストは、3か月ごとに見直される。	維持しつつも、段階的に緩和
フランス	労働許可制度を維持。ただし、研究職種などは適用除外。	維持しつつも、段階的に緩和
ドイツ、オーストリア	いくつかの点で修正を加えた労働許可制度を維持。特定の不安定な産業における非典型労働者の国境を越えたサービスの提供に制限措置を適用。	
ポーランド、スロベニア、ハンガリー	経過措置を適用するEU旧加盟国に対し、同様の制限措置を採用。	

(出典)「第2部 欧州各国における外国人労働者受入れ制度と社会統合」労働政策研究・研修機構編『欧州における外国人受入れ制度と社会統合』(労働政策研究報告書 no.59), 2006, p.218, 表6-1-2をもとに注(36)の情報を筆者加筆。

(31) マルタ、キプロスの2カ国にはこの措置による制限がかけられず、既に労働者の移動の自由は完全に保障されている。

(32) Dougan *op.cit.*, pp.123-128.



#### (4) 経過措置の第二段階

経過措置の第一段階が終了する前に、欧州委員会は『2003年のEU加盟条約に規定された経過措置の機能に関する報告書<sup>(33)</sup>』を発表した。これによると、ほとんどの旧加盟国において、中・東欧諸国からの労働者の流入による影響は少なく、新規加盟国からの労働者の流入により、労働力不足が緩和され、かえって経済効果にプラスに働いたとの指摘がなされている<sup>(34)</sup>。

経過措置の第一段階が終わった現在、これまでの経過措置の見直しがなされている。これを受けた各国の第二段階での経過措置<sup>(35)</sup>の最新の状況は、表2及び以下の記述のとおりである<sup>(36)</sup>。

##### ① 制限を撤廃する国

フィンランド、ギリシャ、イタリア、ポルトガル及びスペインの5カ国である。従来から制限を課していなかったスウェーデン、アイルランド及びイギリスを加え、計8カ国で労働者の移動の自由が達成された。

スペインの状況を挙げると、2000年以来、移民の割合が急増しているし、また、主にアフリカから流入した国内の不法移民を合法化する動きも進んでいる。スペインでは、急速な経済成長を経て、少子化が進行しており、移民による労働力なしには、経済成長や出生率の維持が難しいことがその背景にある、といわれている<sup>(37)</sup>。

##### ② 制限を段階的に緩和する国

ベルギー、デンマーク、フランス、ルクセンブルク及びオランダの5カ国である。

デンマークは、2006年5月1日以降制限を撤廃することとしたが、経過措置のうちいくつかについては、そのまま残すと予想されている。ただし、2009年5月1日には経過措置規定はなくなるであろうと、デンマークの雇用大臣は言明している。デンマークは伝統的に「人道主義」に重きを置いていたが、中道右派のラスムセン政権が発足した2001年以降、移民への門戸は狭まったといわれており、今後の趨勢が注目される<sup>(38)</sup>。

##### ③ 制限を維持する国

ドイツとオーストリアは、中・東欧諸国と直接国境を接していることもあり、第二段階においても経過措置規定を維持している。オーストリアの労働大臣マーチン・バーテンシュタインは、経過措置を維持する理由として、「失業率は特に高くはないが、長期的観測では、良いとはいえない。」としている<sup>(39)</sup>。また、ドイツでは、経過措置の維持を行うと同時に、ブルガリア及びルーマニア（2007年1月にEU加盟）からの労働者の受入れを制限することを決定した。特にチェコ及びポーランドと国境を接している州での失業率が高いことをその理由としている<sup>(40)</sup>。

(33) Report on the Functioning of the Transitional Arrangements set out in the 2003 Accession Treaty (period 1 May 2004-30 April 2006) (Brussels, 8/2/2006) COM(2006) 48 final

(34) *ibid.*, pp.6-12.

(35) 経過措置の延長の際に、従来の措置を強化することはできない。それまでの措置を維持するか、あるいは緩和するかは措置しか取れない。

(36) "Free movement of labor in the EU-25 EU." *News, policy positions & EU Actors online* 28.Oct.2006., Euro Active.com HP <<http://www.euractiv.com/en/enlargement/free-movement-labour-eu-25/article-129648>>

(37) 「合法化、成長の切り札 欧州の移民政策 スペイン編」『朝日新聞』2005.3.2.

(38) 「人道路線一転、門戸閉ざす 欧州の移民政策 デンマーク編」『朝日新聞』2005.3.1.

(39) *op.cit.*(36)

(40) *ibid.*

## (5) 労働者の移動に関する今後の課題

### ① 経過措置による規制を課さなかった国への移民の流入

第5次拡大の際の経過措置が第二段階に至った時点で、いくつかの問題が生じている。労働者の移動に対して制限を加えなかったイギリスやアイルランド等の国へ、中・東欧諸国からの移民が殺到する現象が生じている。特にイギリスでは、2004年5月の拡大以降、2年半の間に、当初の予想の20倍に当たる45万人から60万人の労働移民が中・東欧諸国から流入したといわれ、現在労働者の流入に歯止めをかけようとしており、また、移民の急増に、病院や学校などのインフラが追いついていない点も指摘されている<sup>(41)</sup>。移民による労働者の受入れに積極的だったイギリスは、労働力の確保や経済成長については否定しないものの、ブルガリア及びルーマニアからの労働者の受入れの際には制限を加えることを決定するなど、これまでの開放路線からの方針転換を検討している<sup>(42)</sup>。

### ② EUの共通政策としての移民制度のルール作り

2005年1月、欧州委員会は、共通移民政策に関し、『『経済移民を管理するためのEUアプローチ』に関するグリーンペーパー』を公表した<sup>(43)</sup>。この文書は、経済移民を受け入れるための最も適切なルールについて、EUの諸機関や加盟国等の公の場で議論を深めるきっかけとなることを目的としている。

同文書は、労働移民に関するEU共通政策の適用範囲、有給の雇用のための入国許可手続、就労許可及び滞在許可の申請等について、いかなる政策を取るべきか、EUの共通移民政策の法的枠組みに関する選択肢を提示している。このようにして、EUの共通移民政策においては、EUレベルでの透明でバランスのとれた共通ルールと規準の制定を促している<sup>(44)</sup>。前述のスペインでのアフリカからの労働移民の流入の例からも分かるように、一つの国が移民認定措置のハードルを下げることにより、合法的な移民の大量流入が周辺の加盟国で引き起こされるおそれがあり、EU全体の不法移民に対する政策の不協和音を引き起こすこととなる。

労働移民問題は、国内問題であるという認識が根強いこと、また、外国人に対する偏見や差別を除去する国家間協力もまだ不十分であることから、EUの共通政策としての移民制度のルール作りが重要である。

### ③ 域外諸国の国民(第三国民)の流入

イギリスやドイツでの、中・東欧諸国からの労働者の移動については前述したが、これはあくまでもEU域内での人の移動の問題である。EUは、域内での人の移動の問題のほかに、EUの域外諸国、すなわち第三国からの人の流入という問題も抱えている。

(41) 「東欧からの出稼ぎ急増 拡大EU進まぬ開放」『朝日新聞』2006.10.21.

(42) 「英、移民の流入制限 ブルガリアの労働者など」『日本経済新聞』2006.10.25.

なお、本稿脱稿後の報道によると、イギリス及びアイルランドは、第5次拡大の際の開放路線を転換し、ブルガリア及びルーマニアの加盟に際しては、労働者の流入に制限を加えることを欧州委員会に報告した。(「EU主要国新規加盟国の労働者流入制限」『日本経済新聞』2007.1.6.)

(43) Green paper on EU Approach to Managing Economic Migration Commission of the European Communities 2005 (Brussels, 11/1/2005) COM(2004) 811 final

グリーンペーパーとは、欧州委員会が、特定分野に関して提案された政策や課題について、欧州全体の団体、個人、企業等の一般から意見を交換し、議論を喚起するために作成する文書。欧州委員会は、毎年10件程度のグリーンペーパーを作成する。(David Phinnemore and Lee McGowan, *A Dictionary of the European Union*. London: Routledge, 2006, p.256. より)

(44) 「第2部 欧州各国における外国人労働者受入れ制度と社会統合」労働政策研究・研修機構編『欧州における外国人労働者受入れ制度と社会統合』(労働政策研究報告書 no.59), 2006, pp.209- 210.

EUは従来から、第三国民の法的地位の改善に努めている。2003年には、「EU加盟国での長期滞在者である第三国民の滞在資格に関する理事会指令」<sup>(45)</sup>が採択されている。この指令は、雇用や社会保障の面で、加盟国民と平等な処遇を受けられるように配慮したもので、EU加盟国に5年以上合法的に滞在する第三国民は、一定の条件を満たせば自動更新も可能な10年間の滞在許可が与えられる。また、一定の条件を得れば、加盟国間の移動の自由も保障される。

EUが人の自由移動政策を含む司法・内務協力を導入したきっかけは、旧ソ連崩壊に伴う中・東欧諸国からの大量流入への警戒からであったといわれている。現に、中・東欧諸国から西欧諸国への労働移民は顕著であった<sup>(46)</sup>。

新規加盟国がこの指令を国内法に取り込むことにより、新規加盟国を経由しての第三国民による不法移民の流入が懸念されている。特にドイツ・オーストリアは、最大の移民受入国になることを警戒し、新規加盟国からの労働者の移動に対して経過措置を維持していることは、前述のとおりである。現在イギリスやドイツは、ブルガリア及びルーマニアからの労働者の移動に制限をかけているが、その背景としては、このような事情があると指摘されている<sup>(47)</sup>。

新規加盟諸国の所得水準は、EU平均よりはるかに低いことから、高賃金と労働の機会を求めて、大量の移民が流入するのではないかという危惧があった。しかし、前述の『2003年のEU加盟条約に規定された経過措置の機能に関する報告書』では、その影響はほとんどなかったと指摘し、むしろ移民の流入がEUの労働市場の需要を満たし、経済成長の維持には不可欠である、としている<sup>(48)</sup>。それでも、移民の流入問題は、EU内部の大きな不安の材料の一つである。移民の受入れをめぐる、市民レベルで、EUへの反発が高まっている<sup>(49)</sup>ことは見過ごすことができない。

## 2 中・東欧拡大と国境管理体制

### (1) 背景

経済統合、市場統合を目標に掲げてきたECにおいては、単一欧州議定書での提言以来、域内国境の規制撤廃が進められてきた。国境管理政策は、EUの発足(1992年)及びアムステルダム条約の発効(1999年)以降、共同体化が推進されてきた。加盟国間の国境(域内国境)に加え、EU域内とその域外の境界(域外国境)も、EUの国境管理政策の対象となった。すなわち、各加盟国が単独の政策を決定することはなくなり、共同で行う必要が出てきた。

域内での国境政策について、EU加盟国の多くは、域外からの新たな難民、移民の受入れを制限する傾向にある。特に中・東欧拡大を機に、その傾向は強まっている。EUでは、域内に一度入国してしまうと、後は域内国境を自由に移動できるという利点があるため、域内での人の自由移動が推進されるにつれ、域外に対しては、高い障壁を設けて、移民、難民の流入を制限するべきであるとの声が大きくなっている<sup>(50)</sup>。ところが、スペインでは不法移民の合法化が図られており、合法的に入国するハードルが結果的に他国より低くなっている。特にアフリ

(45) Council Directive 2003/109/EC of 25 November 2003 concerning the status of third-country nationals who are long-term residents (Council Directive 2003/109/EC, OJ L 16/44, 13/1/2004)

(46) 上条勇「第3章 EUにおける人の移動」野村真理・弁納才一編『地域統合と人的移動』御茶の水書房、2006、p.64.

(47) 「ブルガリア、ルーマニア 来年、EU加盟へ 欧州委勧告 厳しい基準課し」『毎日新聞』2006.9.27.

(48) *op. cit.* (33), pp.6-12.

(49) 前掲注(47)

(50) 岡部みどり「拡大EUの『人の移動』と戦略的EU出入国管理政策」『日本EU学会年報』24号、2004、pp.147-152.

カ等の域外からのスペインの国境を越えてやってくる不法移民が大きな問題となっている。国境管理政策については、EU内で、足並みがそろっていないとの指摘もなされている<sup>(51)</sup>。

麻薬取引や人身売買などの国境を越えた犯罪や、新たな難民の受入れも同様である。いったん域内に入れば域内の移動は自由となるため、域外国境の管理の厳重化が進められることになる<sup>(52)</sup>。

さらに、冷戦体制の崩壊後、新規加盟国と国境を接している中・東欧諸国からの人の移動が問題となっている。特に拡大EUの新規加盟国は、移民の送出国であるとともに経由国でもあることから、拡大EUの境界線と域外諸国とが接する域外国境の管理が問題となる。

アムステルダム条約により、シェンゲン・アキをEUの枠組みに統合する際に結ばれた議定書の第8条によると、新規加盟国は、EU加盟の際に、シェンゲン・アキを受け入れることが条件となっている<sup>(53)</sup>。これまで比較的緩やかであった東側国境の入国管理制度を新規加盟国が保持することにより、許容量を超える移民の入国を招くことを、旧加盟国は懸念していたため、厳格な基準を持つシェンゲン・アキに則った国境管理を要求したものである<sup>(54)</sup>。

EU第5次拡大での新規加盟国、中・東欧8カ国と地中海2カ国は、2004年5月のEU加盟の際に、シェンゲン協定の調印を行っている。ただ、これら諸国のシェンゲン協定実施は、2007年10月の予定<sup>(55)</sup>であり、現在、シェンゲン協定を実施している国は、15カ国だけである。新規加盟国が、国境管理をはじめ高い規準を設けているシェンゲン・アキのすべてを直ちに受け入れることは、困難である。国境管理政策の問題点としては以下の点が指摘されている。

## (2) いわゆる「シェンゲンの壁」の存在

まずは、シェンゲン協定に基づき、EUの外圍国境の管理を強化することにより生じる弊害である。シェンゲン協定の加盟国間においては、人、商品、サービス、資本の自由な移動が保障されている。そして、EUの域外では、このようなシェンゲン協定の恩恵を受けることができない。

従来、中・東欧の旧社会主義国間では、ロシアを除いて査証を必要としないで行き来できるなど、相互の移動は比較的自由であった。ところが、冷戦の終結後、西欧のみならず中・東欧でも、人々が自由に国境を移動できるようになったにも関わらず、EUに加盟しシェンゲン協定の恩恵を受けている国々と、そうでない周辺国との間に厳然たる境界線が存在するに至った。シェンゲン協定は、加盟国間での人、商品、サービス、資本の自由な移動を保障する一方で、シェンゲン協定の加盟国と非加盟国との境界線の管理を厳重にしている。これは、バルカン諸国からの大量の難民の流入に対処するためと、社会主義体制が崩壊した後のロシアをはじめとする国々からのマフィアや武器の流入を防ぐ必要があるためである。EUが中・東欧に拡大するに伴い、両者を分断する境界線、すなわち「シェンゲンの壁」が中・東欧地域の真中に引かれる

(51) 「不法移民対策 EU不協和音 『公正負担』に地理の壁」『日本経済新聞』2006.10.17.

(52) 上条 前掲書, p.64.

(53) *op.cit.*(18)

(54) 南部 前掲書, p.191.

(55) シェンゲン施行協定第4章第92条から第119条に定める犯罪捜査情報を管理するシステムである、シェンゲン情報システムの稼動が間に合わず、中・東欧諸国をはじめとする新規加盟国へのシェンゲン協定の実施は、2008年末にずれ込むこととなった。これにより、中・東欧諸国から他のEU加盟国への移動の自由の実現は、先送りとなった。(「東西EUの移動自由化 2008年末にずれ込み システム間に合わず」『日本経済新聞』2006.10.6, 夕刊.)

ことになった<sup>(56)</sup>。

「シェンゲンの壁」または「EUの壁」とも呼ばれるこの現象は、EUの周辺諸国や、将来の加盟を予定しているEUと隣接する国々の間に、様々な問題を起こしている。

「EU加盟国の外圍国境を通過する際に査証の所持を要求される第三国民を定めるEC規則」<sup>(57)</sup>の別表に列挙された第三国の国民は、EUの域内に入国する際には、査証が要求される。EU加盟以前は、入国に際して査証が免除されていたが、EU加盟後は査証が要求されることになり、EU新規加盟国とその周辺諸国との間では、人や商品等の移動に障害が生じるおそれもある。これはEU周辺国にとって、EUの拡大プロセスからの排除と受け取られかねないと指摘されている<sup>(58)</sup>。

### (3) 国境管理システムの構築

#### ① 新規加盟国と旧加盟国との関係

新規加盟国は、シェンゲン・アキの受入れに伴い、警察、税関、入国管理などの国境管理に関する組織を新たに構築し、従来の国境管理の手法を変更する必要がある。これは新規加盟国にとって大きな負担となっている。

国境管理体制が不十分な新規加盟国の存在は不安視されているため、これらの国での国境管理体制の構築は不可欠である。EUの外圍国境のうち、エストニア・ロシア間国境地帯、リトアニア及びポーランドと接するロシア領(カリーニングラード)、ウクライナとEU新規加盟国の国境、ベラルーシ・ポーランド間国境並びにハンガリー、イタリア及びギリシャと南東欧との間の国境については、武器や麻薬、人身売買等の犯罪の温床になりかねないとの懸念も指摘されており、国境管理の厳格化が求められている<sup>(59)</sup>。

#### ② 新規加盟国への支援 - オデュッセウス計画とARGO

そこで、新規加盟国の国境警備が西欧諸国の基準にてらし十全に機能することを目指し、旧加盟国は中・東欧諸国に対して、そのEU加盟前から、様々な支援を行ってきた<sup>(60)</sup>。例えば、オデュッセウス計画(Odysseus Programme)と呼ばれる支援策は、1998年3月19日に、マーストリヒト条約第IV編K3条に基づき、閣僚理事会で、「共通の行動(joint action)」として採択された<sup>(61)</sup>。これは、難民、移民及び外圍国境の通過の分野での教育、人事交流及び協力のためのEU加盟候補国への支援策である。この支援策は、1998年から2002年までの間設けられていた。

2001年にオデュッセウス計画のために用意された当初の予算が消尽したため、2002年1月1

(56) 羽場久美子『「EUの壁」・「シェンゲンの壁」—統合の「外」にすむ民族の問題』『国際政治』129号, 2002.2, pp.77-91.

(57) Council Regulation (EC) No 574/1999 of 12 March 1999 determining the third countries whose nationals must be in possession of visas when crossing the external borders of the Member States (Council Regulation 1999/574/EC, OJ L 72/1, 18/3/1999)

(58) 南部 前掲書, p.202.

(59) 岡部 前掲注(50), pp.152-155.

(60) 中林啓修「司法・内務分野におけるEUの対中東欧支援政策」『総合政策学ワーキングペーパーシリーズ』66号, 2005.4, pp.1-27. 慶應義塾大学 HP < <http://coe21-policy.sfc.keio.ac.jp/ja/wp/WP66.pdf> >

(61) Joint Action of 19 March 1998 adopted by the Council on the basis of Article K.3 of the Treaty on European Union, introducing a programme of training, exchanges and cooperation in the field of asylum, immigration and crossing of external borders (Odysseus-programme) (Joint Action 98/244/JHA, OJ L 99/2, 31/3/1998)

日から2006年12月31日までの間は、ARGO と呼ばれる新たな支援策が実施された。これは、2002年6月13日の閣僚理事会で「決定 (decision)」として採択された支援策<sup>(62)</sup>である。外圍国境の管理の強化、査証に関する EC 法の遵守及び査証手続きの調和、難民政策並びに移民政策について定めている。これらの政策分野について、教育、人事交流、コンピューターによるファイル管理やデータの電子化の推進、研究や会議の開催などの具体的な措置を行う。また、ARGO の支援プログラムにより、戦略的な外圍国境の管理体制に向けた改善ための政策に必要な資金の60%について融資が受けられる。欧州委員会は ARGO の支援プログラムの履行について、欧州議会と閣僚理事会に毎年レポートを提出しなければならない。

このような支援策は、移民や国境管理等以外の分野にもわたっており<sup>(63)</sup>、新規加盟国にとっては、ハードルの高い EU 加盟の諸条件をクリアするための重要性の高い政策となっている。

## おわりに

以上、EU の大きな目的の一つである人の自由移動政策の変遷と、中・東欧拡大に伴う労働移民政策及び国境管理政策について見てきた。EU は多文化主義の下、5回にわたる拡大を経て、域内市場の統一と調和を図ってきた。また、欧州市民権を導入し、域内国境管理を撤廃するなど、EU 加盟国民の域内の自由移動を推し進めてきた。その一方で近年、欧州各国で、右翼勢力による移民排斥が支持を得ている状況も見られる<sup>(64)</sup>。労働移民が自由に域内市場を移動することへの反発も生まれている。このジレンマにどう対処するかが、人の移動の自由に関する今後の政策形成にあたり、最も大きな比重を占めることになるであろう。

また、経済のグローバル化、南北格差の拡大がもたらした地域的な紛争及びテロの多発により、徹底した国境管理が一層要請されるようになってきている。人の移動への監視システムの構築は、国境管理体制の大きな課題となりつつある。新規加盟国及び加盟候補国にとって、国境管理の強化及び警察・刑事面での旧加盟国からの継続的な支援は欠かせない。ARGO などの EU の主導による協力体制のあり方についても、新規加盟国及び加盟候補国の動向とともに注視する必要がある。

(かとう しんご 行政法務課)

(62) Council Decision of 13 June 2002 adopting an action programme for administrative cooperation in the fields of external borders, visas, asylum and immigration (ARGO programme) (Council Decision 2002/463/EC, OJ L 161/11, 19/6/2002)

(63) 犯罪に対処するための警察・刑事協力の分野での支援プログラムである AGIS (Council Decision of 22 July 2002 establishing a framework programme on police and judicial cooperation in criminal matters (Council decision 2002/630/JHA, OJ L 203/5, 1/8/2002)) などがある。

(64) 仲井斌「論点 欧州右翼の伸張 異文化排斥 背景に『不安』」『読売新聞』2006.6.9.